芽室町高齢者世帯等生活支援事業 (案)

1 事業の目的

コロナ禍における原油価格や物価の高騰の影響を受ける低所得 の高齢者世帯、障がい者世帯に対して、その影響緩和を北海道 の補助を受けて実施する。

2 事業の対象

物価高騰により生活全般に深刻な影響を受ける住民税非課税世 帯

具体的には、次の要件を満たす世帯

- ・令和4年6月1日現在芽室町に居住
- ・市町村民税非課税かつ、次のいずれかに該当する世帯 (施設入所者等を除く)
 - ① 65才以上高齢者のみの世帯 (同一建物内で課税世帯や64歳未満と同居の場合は対象外)
 - ② 重度障害者同居世帯 (身体 1 級~3 級内部、療育 A、精神 1 級)
 - ※①、②は芽室町高齢者等冬の生活特例支援事業の対象世帯 条件と同じ。
 - ※ひとり親世帯は子育て世帯生活支援臨時特別給付金の対象 世帯になるため、本事業の対象外。
- 3 助成額
- 12.000円/世帯を予定(指定口座に振り込み)
- ※根拠:家計調査の結果、コロナ禍における原油や物価等の高騰により、家計の負担が1,000円/月上昇したことによる。
- 4 補助率 事業費の1/2以内(事務費は補助対象外)
- 5 実施時期 令和4年10月から(予定)